

「若年無業者等職業基礎訓練業務委託」 ～よくあるお問い合わせ等Q&A～

重要の表示説明（★:問い合わせ回答 ★★:留意すべき事項）

★★留意すべき事項は、過去に問題になった事項になります。その回答内容をご理解いただいた上で、受託を検討してください。

令和7年4月22日現在

【I 訓練対象者について】

（1）選考方法

分野	No.	質問	回答	重要
【I】 訓練対象者について	(1) 選考方法	1 訓練生の選考は、どのように行うのですか。受託者（訓練実施機関）が募集するのでしょうか。	地域若者サポートステーション（サポステ）で就労の支援について相談している者で、サポステが若年無業者等からの就職相談や職業訓練相談及びカウンセリング等に基づき、本訓練を受けることが適当であると認められる者に対して、訓練指示を行うことになっています。 【参考】その他要件等は、以下の関係資料で確認できます。 ○公募要領 p5 ○指示要領（若年無業者等職業基礎訓練指示要領）	
		2 定員に余裕がある場合、受託者が訓練生の募集し選考することができますか。	受託者（訓練実施機関）が訓練生の選考を行うことはできません。 No.1の手続きが必要になります。	★★
		3 地域若者サポートステーション（サポステ）の受講指示の人数が定員に満たされず、訓練を実施することが経営上、困難な場合、訓練開始時期を変更できますか。	サポステ及び県と予め協議することで、訓練開始時期を変更することができます。	
	(2) 退校	4 受講態度がよいくない訓練生に対して、受託者（訓練実施機関）の判断で求めることはできるのか。	いかなる理由があっても、（訓練実施機関）が退校をを求めることはできません。 受託者は訓練指示を出している地域若者サポートステーション（サポステ）と調整が必要になり、指示要領に基づき、サポステが訓練指示に対する取消しを判断することとなります。 【参考】その他要件等は、以下の関係資料で確認できます。 ○指示要領（若年無業者等職業基礎訓練指示要領）	★★

（2）実技研修

分野	No.	質問	回答	重要
【I】 訓練対象者について	(2) 実技研修	1 訓練生に対し、職場実習（企業実習）が実施できない場合の対応はどうなるのでしょうか。	障害・疾病を理由による職場実習（企業実習）の可否判断は、受託者（訓練実施機関）が行わず、サポステの訓練指示に従う必要があります。 特段の理由があり、職場実習（企業実習）が困難と判断される場合は、サポステ及び県と予め協議し、決定します。	★★
		2 職場実習の実習企業先は、受託者（訓練実施機関）が選定する必要があるのでしょうか。	職場実習が必要なコースで受託申請する場合、受託者（訓練実施機関）が開拓した実習先の企業名簿を受託申請書（様式8）に提出することとなっています。	

【Ⅱ 委託料（訓練経費＋訓練手当）について】

（１）訓練手当

分野	No.	質問	回答	重要
【Ⅱ】 委託料 訓練手当 について	(1) 訓練 手当	1 事務が煩雑なので実施した訓練期間をまとめて、訓練生に支払いしたいのですが、可能でしょうか。	毎月、支給することが業務内容の要件となります。 定期的な訓練手当の支給は、訓練生が訓練手当のモチベーションのきっかけとなり、働くということに興味を湧いてきたりすると考えます。そのため重要な事務になります。 ○公募要領 p6 ○支給要領（若年無業者等職業基礎訓練事業訓練手当支給要領）	

【Ⅲ その他】

分野	No.	質問	回答	重要
その他	1	訓練生が使用する教材費について、自己負担分としてその費用を徴収することができますか。	受託申請書（様式4）に提出した使用教材で、必要経費として徴収する場合、必ず明細書、領収書を発行すること。その他経費についても必要最低限となるよう検討すること。	★★
	2	沖縄県に提出したカリキュラムにおいて、企業実習先の都合で職場実施の時期が変更になります。変更は可能でしょうか。	県と予め協議することで、実施時期を変更することができます。	

【Ⅳ 変更点】

分野	No.	質問	回答	重要
その他	1	昨年度との変更点は、どうなっていますか。	主な変更点については、以下のとおり。 (1) 訓練生の保険加入について 各コースにおける職場実習の期間中、受託者は訓練生を対象とした各種保険に加入すること。 (2) 基本手当の単価について 訓練生に支給する基本手当の単価を3,530円に変更。 (3) 実践能力習得訓練コースの実技訓練の日数について 実践能力習得訓練コースにおける職場実習などの実技訓練日数は59日以内で設定すること。	